

政策会議付議事案書 (平成30年5月10日)

提案課名 健康づくり課

報告者名 青木 裕一

<p>事案名</p>	<p>秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県と市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられました。</p> <p>このため、国が定める「自殺総合対策大綱」及び県が定める「かながわ自殺対策計画」を踏まえ、平成30年度中に「(仮称) 秦野市自殺対策計画」を策定するため、関係機関や学識経験者等で構成する「秦野市自殺対策推進委員会」を設置するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 法律改正及び国県の計画等策定の経過</p> <p>(1) 平成28年4月1日 自殺対策基本法の一部改正</p> <p>(2) 平成29年7月5日 自殺対策総合対策大綱を閣議決定</p> <p>(3) 平成30年3月 かながわ自殺対策計画の策定</p> <p>2 (仮称) 秦野市自殺対策計画の作成と推進体制について</p> <p>(1) 秦野市自殺対策推進委員会 (委員数: 12名)</p> <p>学識経験 (東海大学医学部)、医療関係 (秦野伊勢原医師会)、福祉関係 (市社会福祉協議会)、経済労働関係 (市工場協会、西湘地域連合)、教育関係 (東海大学学生課・中学校長会)、民間団体 (いのちの電話)、司法関係 (県弁護士会)、警察関係 (秦野警察署)、行政関係 (県保健福祉事務所・県精神保健福祉センター)</p> <p>(2) 秦野市自殺対策庁内連絡会議 (委員数: 13名)</p> <p>庁内関係13課の課長職で構成 (債権回収課、市民相談人権課、くらし安全課、地域福祉課、生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、子育て若者相談課、産業政策課、教育指導課、生涯学習文化振興課、警防対策課、健康づくり課)</p>	

決定等を要する事項	<p>附属機関として、「秦野市自殺対策推進委員会」を設置するため、秦野市附属機関の設置等に関する条例及び秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すること。</p> <p>1 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部改正により追加する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 項</th> <th style="text-align: center;">委員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">秦野市自殺対策推進委員会</td> <td style="text-align: center;">自殺対策計画の策定及び推進に関すること</td> <td style="text-align: center;">12名以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により追加する事項</p> <p>(1) 報酬額 日額7,800円</p> <p>3 平成30年市議会第2回定例会に上記条例の一部改正条例案を上程すること。</p>		附属機関の名称	担 任 事 項	委員定数	秦野市自殺対策推進委員会	自殺対策計画の策定及び推進に関すること	12名以内
	附属機関の名称	担 任 事 項	委員定数					
秦野市自殺対策推進委員会	自殺対策計画の策定及び推進に関すること	12名以内						
今後の取扱い	平成30年6月	市議会第2回定例会に議案上程						
	同 6月	条例制定						
	同 7月上旬	委員委嘱・第1回会議開催(本年度内に別途2回会議開催予定)						
	平成31年3月下旬	(仮称) 秦野市自殺対策計画策定						

(仮称) 秦野市自殺対策計画について

平成30年5月10日

健康づくり課作成

1 計画の概要

(1) 策定の趣旨

国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、平成19年に自殺対策の取組方針を定めた、「自殺総合対策大綱」を策定して、自殺対策に取り組んできました。その後、国はより一層の自殺対策を効果的に進めるために自殺対策基本法を改正（平成28年4月施行）し、都道府県、市町村に「自殺対策計画の策定」を義務付けるとともに、昨年7月に「自殺総合対策大綱の見直し」を行い、地域レベルの実践的な取組みの支援強化や、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策のさらなる推進を加えました。

これを受け本年3月、県は「かながわ自殺対策計画」を策定しました。

本市では、国の定める「自殺総合対策大綱」及び「かながわ自殺対策計画」を踏まえ、包括的な支援体制及び関連施策の連動、地域レベルでの実践的な取組みを強化して、効果的に自殺対策を推進するため、「(仮称) 秦野市自殺対策計画」を策定するものです。

(2) 計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間

(3) 計画の特徴

ア 本計画は、自殺対策基本法に基づく法定計画である「市町村自殺対策計画」とし、国の「自殺総合対策大綱」及び県が策定した「かながわ自殺対策計画」との整合性を図り推進します。

イ P D C A【Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）】に基づく事業評価を実施します。

2 計画の基本理念

本市総合計画の基本目標の一つである『地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり』の実現に向けて、「市民一人ひとりがかけがえのない命を大切にし、ともに支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念とします。

3 計画の構成

- (1) 計画の策定にあたって（計画の趣旨・位置付け・期間）
- (2) 計画策定の背景（現状と課題、対策事業の取組評価）
- (3) 基本的な考え方（基本理念、基本的認識）
- (4) 本市の主な取り組み

ア 基本施策

地域におけるネットワーク強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることへの促進要因への支援、こども・若者のSOSの出し方に関する教育

イ 重点施策

勤務・経営、高齢者、生活困窮者、こども・若者

4 計画の推進と評価

- (1) 自殺対策推進委員会（委員数：12名）

学識経験者、関係機関等で組織する委員会を本市の附属機関として設置し、専門的見地から計画作成や推進状況、効果について評価します。

分野	機関・団体名
学識経験	東海大学医学部
医療関係	秦野伊勢原医師会
福祉関係	市社会福祉協議会
経済労働関係	市工場協会、西湘地域連合
教育関係	東海大学学生課、中学校長会
民間団体	いのちの電話
司法関係	県弁護士会
警察関係	秦野警察署
行政関係	県保健福祉事務所、県精神保健福祉センター

- (2) 自殺対策庁内連絡会議（委員数：13名）

庁内の関係13課で組織する庁内連絡会議において、横断的に連携しながら計画の推進を図ります。

債権回収課、市民相談人権課、くらし安全課、地域福祉課、生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、子育て若者相談課、産業政策課、教育指導課、生涯学習文化振興課、警防対策課、健康づくり課

政策会議付議事案書 (平成30年5月10日)

提案課名 産業政策課

報告者名 佐藤 伸一

<p>事案名</p>	<p>秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市の企業誘致については、平成16年4月1日付で本条例を施行し、東名秦野テクノパークをはじめ、工業地域や工業専用地域への進出企業を対象に積極的な支援を行い、その推進を図ってきました。</p> <p>現在の地方自治体を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化、生産年齢人口の減少等による地域経済の縮小により、厳しい財政状況にあります。こうした中、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）並びに新東名高速道路の開通を背景に、沿線自治体では地域経済を好転させるための企業誘致に関する取り組みが本格化しています。</p> <p>また、圏央道に接続する神奈川県区間における新東名高速道路の部分開通（厚木南IC～伊勢原北IC）を目前に控えていることから、本市では引き続き、企業の新規立地の促進並びに市内既存企業の施設再整備の支援及び市外への流出防止を図る必要があります。このため、奨励処置の対象とする企業立地のための土地の取得及び賃借並びに施設再整備の着手に係る期限を廃止するとともに、その操業開始に係る期限を延長するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) 平成16年4月1日 「秦野市企業等の立地の促進に関する条例」を施行 <施行内容> ・指定地域 東名秦野テクノパーク及び工業専用地域 ・奨励処置 固定資産税・都市計画税の4年間免除 雇用促進奨励金の交付（限度額600万円）</p> <p>(2) 平成21年1月1日 「秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」を施行（改正条例） <改正内容> ・奨励処置の企業立地の適用期限を2年間延長 ・指定地域に工業地域を追加（施設再整備に限る） ・市内既存企業の建て替え等施設再整備を対象に追加</p> <p>(3) 平成23年4月1日 「秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」を施行（改正条例） <改正内容> ・奨励処置の企業立地の適用期限を3年間延長 ・施設再整備のため取得した固定資産等も減免対象とする</p> <p>(4) 平成26年4月1日 「秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」を施行（改正条例） <改正内容> ・奨励処置の企業立地の適用期限を5年間延長 ・雇用促進奨励金の交付要件に中小企業に限り5名以上を追加</p>	

経過・検討結果

- 2 条例適用状況（平成17年度～29年度末）
- (1) 工業地域 実績なし
 - (2) 工業専用地域 27社（新規立地：4社、再整備：23社）
 - (3) 東名秦野テクノパーク 4社（新規立地のみ）
- 3 指定地域内の企業数（平成27年10月工業実態調査実施）
- (1) 工業地域 87社
 - (2) 工業専用地域 118社
 - (3) 東名秦野テクノパーク 8社（立地済：6社、建設中：1社
土地取得済み：1社）

4 部内での検討結果

本条例で規定する奨励処置の対象とする操業期限の延長に当たり、昨年度実施した企業立地アンケート及びヒアリング調査の結果から、企業の用地選定には2～3年程度を想定している企業が多いことが分かった。そのため、今回の一部改正を前倒しで行うことは、市外からの新規立地及び市内での移転や規模拡大の際に、候補地の一つとして選定してもらいやすい環境を整えるものである。

なお、現在取り組んでいる新東名高速道路秦野SAスマートIC周辺土地利用構想に基づく産業利用促進ゾーン（15ha）については、企業誘致の受け皿として事業を進めている。平成30年3月には準備組合が設立され、今後、事業が具体的に進むことから、都市部と連携し、事業の進捗を踏まえた上で指定地域に追加するとともに、新たな施策を検討することとする。

【改正内容】

	新	旧
立地	平成38年3月31日までに操業開始	平成31年3月31日までに土地取得等 平成33年3月31日までに操業開始
施設再整備	平成38年3月31日までに操業開始	平成31年3月31日までに工事着手 平成33年3月31日までに操業開始

決定等を要する事項

奨励処置の対象とする企業立地のための土地の取得及び賃借並びに施設再整備の着手に係る期限を廃止するとともに、その操業開始に係る期限を延長（平成38年3月31日まで）するもの。

【参考／現行の処置内容】

項目	内容
固定資産税等の課税免除	固定資産税及び都市計画税について、操業を開始する年の翌年度以降の4年度分、課税免除する。
雇用促進奨励金	市民の新規雇用に当たり、従業員1人につき30万円を交付（1企業当たりの限度額600万円）

今後の取扱い

- ・平成30年市議会第2回定例会に条例の一部改正案を提出
- ・条例施行日（予定） 公布の日から施行する。

平成30年5月7日
産業政策課作成

「秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」適用企業一覧

○条例適用済企業

No.	条例適用企業名	投下資本額	立地場所	操業開始
1	株 J. M A C C	5億4,300万円	東名秦野テクノパーク	H17
2	株 岳石電気	7億7,700万円	工業専用地域(戸川)	H17
3	株 秦野精密	5億1,800万円	工業専用地域(菩提)	H18
4	株 協栄ダイガスト	3億1,600万円	工業専用地域(戸川)	H18
5	株 京浜光膜工業	10億1,000万円	工業専用地域(堀山下)	H18
6	株 トーカイ工業	6億4,800万円	工業専用地域(戸川)	H18
7	株 日鍛バルブ	6億3,100万円	工業専用地域(堀山下)	H18
8	株 清水精機	6億6,300万円	工業専用地域(堀山下)	H19
9	株 石川工業	3億5,000万円	工業専用地域(三屋)	H19
10	株 ペルノックス	21億2,100万円	工業専用地域(菩提)	H19
11	株 オゾンセーブ	3億8,500万円	工業専用地域(堀山下)	H19
12	株 横浜油脂工業	36億6,900万円	工業専用地域(堀山下)	H19
13	株 アサヒ	1億9,300万円	工業専用地域(三屋)	H19
14	株 多田プレス工業	3億1,100万円	工業専用地域(曾屋)	H20
15	株 ショーワ精工	14億3,300万円	工業専用地域(平沢)	H22
16	株 タカキベーカーリー	3億900万円	工業専用地域(曾屋)	H23
17	株 横河電子機器	9億2,700万円	工業専用地域(曾屋)	H23
18	株 共栄製作所	3億7,900万円	工業専用地域(曾屋)	H24
19	株 トープラ	10億3,500万円	工業専用地域(曾屋)	H24
20	株 ケミ・コム・ジャパン 株 シー・シー・エル	2億8,800万円	東名秦野テクノパーク	H25
21	株 杉村製作所	6億5,300万円	東名秦野テクノパーク	H25
22	株 日興電機工業	1億5,700万円	工業専用地域(菩提)	H25
23	株 極東窒化研究所	5億3,500万円	工業専用地域(三屋)	H25
24	株 茨木・大成化工	23億8,100万円	工業専用地域(堀山下)	H26
25	株 インターナショナル・ トイレツリース	9億7,400万円	工業専用地域(堀山下)	H26
26	株 シュッツ・コンテナ・ システムズ	28億1,000万円	工業専用地域(曾屋)	H26
27	株 レイモンジャパン	21億4,400万円	工業専用地域(曾屋)	H26

28	(株)ウイザップ偕揚社	2億600万円	工業専用地域（曾屋）	H27
29	(株)三益	4億1,000万円	工業専用地域（堀山下）	H28
30	(有)ホシノ天然酵母パン種	5億2,800万円	東名秦野テクノパーク	H29
31	(株)SKテック	6億8,000万円	工業専用地域（戸川）	H29
合 計		279億8,400万円		

網掛けは市外からの新規立地企業（6社）

議案第 号 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(奨励処置の要件)</p> <p>第3条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 平成38年3月31日までに操業を開始すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 平成38年3月31日までにその施設の操業を開始すること。</u></p> <p>(4)－(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(奨励処置の要件)</p> <p>第3条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 平成31年3月31日までに取得し、又は賃借した土地において、平成33年3月31日までに操業を開始すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 平成31年3月31日までに施設再整備に着手し、かつ、平成33年3月31日までにその施設の操業を開始すること。</u></p> <p>(4)－(6) (略)</p>